

## 岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月13日(木) 午後1時25分～午後3時01分
2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
3. 出席委員

### ●農業委員9人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福石	幸生
		2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		8番	寺尾	孝則
		9番	岸本	利博
		10番	賀山	圭子
		12番	山本	一美
		13番	飯野	幸義

### ●農地利用最適化推進委員6人

	15番	横田	光男
	16番	宮本	裕澄
	17番	河本	俊一郎
	18番	小谷	幸次
	19番	藪田	俊博
	20番	上田	芳夫

### 4. 欠席委員 (3人)

	4番	藪内	孝博
	5番	上根	慶万
	6番	米村	進司

### 5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

8番 寺尾 孝則

9番 岸本 利博

日程第4 報告事項

①前総会(3月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について

②議案第2号 令和5年度農用地利用集積等促進計画第1号について

③議案第3号 令和5年度最適化活動の目標設定等の決定について

日程第6 その他

- ①遊休農地解消に向けた委員活動にかかる聞取りシートについて
- ②委員募集状況について
- ③令和5年度農業関係事業について
- ④農業委員会だより第190号について
- ⑤新規設立農業法人の概要集について
- ⑥活動記録セットの配布について
- ⑦図書カードの配布について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	杉 本 征 訓
局 長 補 佐	前 田 悟 史
主 事	石 河 香 央 里

事務局	<p>それでは、今日出席予定者の方は全ておそろいですので、令和5年度第1回岩美町農業委員会総会を開催させていただきます。</p> <p>総会の成立についてでございますが、本日の出席委員は12名中9名で、岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、4番藪内委員、5番上根委員、6番米村委員から欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。</p>
事務局  会 長	<p>では、最初に会長から挨拶よろしくお願いいいたします。</p> <p>改めまして、皆さんこんにちは。</p> <p>新年度になりまして、第1回目の総会であります。各種法律が昨年改正になって、施行は今日からというふうになっております。議題のほうもそれに沿った内容になっておりますけれど、これからおいおい慣れていかなければいけないのかなと思っております。今も最適化の推進については有用期間中ですが、法律に基き確実に執行するということになっておりますので、その間、皆さんと一緒に勉強しながら岩美町の農業の発展のために頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくご協力のほうをお願いいいたしたいと思っております。</p> <p>後刻、報告になると思えますけれども、農業委員、それから推進委員の皆さんの公募を3月に行いましたが、推進委員のほうが地域的に公募がなく、また4月に追加募集しております。機会がありましたら誰かいい人を推薦していただければと思っておりますので、そちらもよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>議長につきましては、岩美町農業委員会会議規則第4条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後議長をお願いいいたします。</p>
議 長	<p>それでは、会議に入らせていただきますが、まず議事録署名委員ですけれども、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>それでは、異議がないようですので、私のほうから推薦させていただいて、お願いをする形とさせていただきます。</p> <p>8番の寺尾委員さん、それから9番の岸本委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>前総会のでんまつと、それから農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局のほうの報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局報告に入る前に、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、令和5年度農業関係の主要事業について、農業委員会だより190号、新規設立農業法人概要集、農業委員会活動記録セット、緑化推進委員会から図書カード、以上を各委員さんの机の上に配付しておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。また足りない分については事務局のほうにお声かけしていただければお配りしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、報告事項について担当の石河のほうが説明いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>では、報告について説明させていただきます。</p> <p>まず1つ目、3月10日の前総会について、てんまつについてご説明いたします。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>1点目、別段面積の廃止についてということで、令和元年度、令和3年度及び令和4年度に設定した別段面積の廃止についてご承認いただいたものです。これを受けて、4月1日からは3条申請の要件としましては下限面積が不要となっております。</p> <p>2点目、耕作放棄地に係る非農地判断ということで、東地区の240筆の土地が非農地か否かについてお諮りし、非農地とお認めいただきました。台帳の整理を完了しまして、税務課、鳥取県東部森林事務所等関係各所へ通知をしまして、所有者が確定している223筆につきましては3月15日付で土地所有者へ通知するとともに、税務課を通じて法務局へ登記地目変更依頼を送付しております。</p> <p>3点目、農用地利用集積計画第12号ということで、19件34筆の申出についてお諮りし、決定いただきましたので、3月13日付で町が農用地利用集積計画を公告しております。</p>

4点目、農用地利用配分計画第12号ということで、47件282筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で3月13日付で町に回答をしております。

めくっていただきまして、4ページから7ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明をさせていただきます。

今回、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものは3件22筆となっています。体調不良による規模縮小及び振興公社の農業部門撤退のための解約で、次の耕作者へ配分予定となっております。

報告は以上です。

議長

報告が終わりました。

何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議長

それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

ページは、まず9ページをお開き願います。

農地法第4条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。

説明は、石河が行います。

事務局

今回、第4条転用許可申請書を1件受理しております。

資料1でご説明いたしますので、ご覧ください。

申請地は、大字新井\*\*\*\*、登記は畑、現況は畑です。面積は275平米のうち188.9平米を転用予定としております。

申請者は岩美町新井\*\*\*\*、\*\*\*\*さんです。

転用目的は、墓地及び墓参り時の駐車場です。現在、土地は申請地山側の高台の傾斜地にありますが、このたび隣接する山林の大木の枝が折れ、墓石数基が損壊したため、墓地を再建するものです。墓地を再建するに当たり、現在の場所では同様の被害が起きるおそれがあることと、申請者が

高齢となり、高台の墓地の維持管理が困難なこともあり、別の場所への移設を検討され、移設場所として農地以外も探したが見つからず、周辺に墓地が多数存在し、現在の墓地及び自宅に近い平地である今回申請地以外に適当な土地はないと判断されたそうです。

資料1の2ページに地図をつけております。申請地に色づけし、現在の墓地と申請者自宅の位置をお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

1ページにお戻りいただきまして、続いて4番、立地基準についてご説明いたします。

農地区分は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、許可根拠は先ほどご説明したとおり代替地なしとなります。

資料1の3ページには、農地区分決定根拠の地図を載せております。

1ページにお戻りいただきまして、営農条件について、申請地は四方を公衆用道路に囲まれています。

次に、5番、一般基準について。

他法令許認可につきましては、墓地経営に関する事前指導通知が必要となっております。

また、規模の妥当性について、4ページに土地利用計画図をつけております。申請地中央に墓石及び灯籠などを整備し、半円の土地のうち墓地向かって右側を駐車場として整地する計画で、土地利用計画図からは妥当な規模となっております。

3番、被害防除計画につきましては、申請地は墓地部分はブロック、駐車場部分はコンクリート施工、転用しない西側自己所有の畑との境界はブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ予定です。雨水は自然流下で、汚水は発生しません。

4番、資金調達計画ですが、まず必要経費としては埋立て整地費\*\*\*\*万円、墓地設置費\*\*\*\*万円、登記費用等その他費用が\*\*\*\*万円で、総額約\*\*万円となっております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

皆様のほうでご意見、質問がありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に入らせていただきます。

第1号議案の「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」、

賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ということで採決のほうさせていただきます。

議長

それでは、議案第2号「令和5年度農用地利用集積等促進計画第1号について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

資料のほうは、今日の資料の9ページをお開き願いたいと思います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。

説明のほうは、石河が行います。

事務局

それでは、「令和5年度農用地利用集積等促進計画第1号」につきまして説明させていただきます。

10ページから16ページに計画案を掲載しております。

こちら、4月より制度改正がありまして、これまでの利用集積計画と配分計画が一本化された農用地利用集積等促進計画となりました。そのため、資料の中には、これまで集積計画の中で上がってきた地権者が機構に設定する権利と、これまで配分計画の中で上がっていた機構が耕作者に設定する権利の2つが記載されています。

権利の設定をする農用地については、最終の合計を16ページに掲載をしております。貸借権によるものが95筆13万5,518平米、使用貸借によるものが6筆6,395平米です。

以上です。よろしく願いいたします。

議長

それでは、整理番号1番の\*\*\*\*への集積等促進計画についてご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、整理番号1番\*\*\*\*への集積等促進計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございました。

議長 それでは、整理番号2番の\*\*\*\*の集積等促進計画について、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、整理番号2番の\*\*\*\*への集積等促進計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございました。

議長 それでは、整理番号3番の\*\*\*\*の集積等促進計画について、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、整理番号3番\*\*\*\*への集積等促進計画について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございました。

議長 それでは、整理番号5番の\*\*\*\*の集積等促進計画について、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、整理番号5番\*\*\*\*への集積等促進計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございました。



議長 それでは、整理番号21番の\*\*\*\*の集積等促進計画について、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、整理番号21番\*\*\*\*への集積等促進計画について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成でございました。

議長 それでは、4番の\*\*\*\*、6番の\*\*\*\*、7番の\*\*\*\*、8番の\*\*\*\*、9番の\*\*\*\*、10番の\*\*\*\*、11番の\*\*\*\*、12番の\*\*\*\*、13番の\*\*\*\*、14番の\*\*\*\*、15番の\*\*\*\*、16番の\*\*\*\*、17番の\*\*\*\*、18番の\*\*\*\*、19番の\*\*\*\*、20番の\*\*\*\*、22番の\*\*\*\*、23番の\*\*\*\*、25番の\*\*\*\*の集積等促進計画について、ご意見ありませんか。

2番 2番です。

整理番号7番の\*\*\*\*さんの配分ですけども。今現在、収穫放棄地になっています。3月いっぱいまで渡せる状態にすると言っておられたんですが、まだできておりません。\*\*\*\*さんからは2～3日前に、整備が出来るまでこのたびの配分を、待ってもらえないだろうかと言われてました。\*\*\*\*(整理番号4番)のほうに聞いてみたんですけど、うちは受けられないということでした。

事務局 配分始期が6月1日からになってます。それまでには何とかなるのではないのでしょうか。

2番 そこまでやってくればいいですけど、それでなかったら受け取るほうからも受け取らんということですので、よろしくお願いします。

事務局 公社を通じて、今の耕作者の方、6月1日の始期までに間に合わないようだったら、この手続きについては解約なり、取消しをさせてもらいたいと思いますので。取りあえず6月1日からの始期ということなので、それまでに。

2番 水稻だと6月1日じゃ遅いのでは。

- 事務局 前配分計画が5月31日までの契約になっているので、こういった始期にならざるを得ないということです。今は配分の終期を大体キリのいい3月末とかに合わせるように直してきておりますので、前は契約が5月末だったものですから、始期もそれに合わせざるを得ないということです、そのようにご理解いただけたら。
- 2番 6月からということになると水稲は作付できないから、ほかのものを頼むという格好になるんですね。
- 事務局 今までもあったと思いますが、さっき言ったとおりです。前契約がそういう時期だったので……。
- 2番 契約は分かるんですけど、これではずれてしまっている。後づけみたいな格好で契約がされているでしょう。だから米をするんなら、やっぱり3月いっぱいまでにお渡しするようでない駄目じゃないかなと思うんですけど。
- 事務局 さきほど言いましたが、今合わしている。なるべく3月末とかそういった切りのいい時に合わせておりますけども、前回の配分契約のときに、どうしても中途から頼みたいとか、そういったことがあって中途から始めたのがどうしても残ってしまうことがある。それをなるべく切りのいいところに今直していってますので、それはご理解いただきたい。
- 1 2番 多分、2番さんもそれは納得していると思うんです、その計画に対しては。だけど、作業に対しての判断がつかないということなんです。要は春作業で、もう今すいて田植をしないといけない時期に来ているのに、6月1日のスタートだったら遅いと言われている、稲つきは。作付がもう間に合わない今年はすることが出来ないから、もう手を離すという判断を求められるということですね。
- 2番 そうです。ほかの分にするか、作付を考えてもらうかということです。
- 1 2番 期日はいいと思うんです、徐々に直していくのは。
- 2番 だけど、これは早めてもらわないと、今ではなく、ほかのことも出てきます、これ。たまたま珍しい収穫放棄地というのは。耕作放棄地というのはよく聞きますけど、収穫を放棄したというのは初めてです。
- 1 2番 結局、秋の稲を取らなかったということですか。

2番 刈り取りをしなかった。

1番 そのまま？

2番 そのまま。

1 2番 それは相当な草だろうな。

2番 そのことで、公社の\*\*\*\*さんにも大分言っ、するするということだったんですけど。おおむねそういうことで\*\*\*\*(整理番号7番)さんのほうにも伝えておきます。本人さんがどうするかは、また決めてもらうということで。

議長 今のは中間管理機構を通しとる？

事務局 はい。

1 2番 公社にもうちょっとプッシュしてもらって段取りをつけてもらう。

事務局 2番さんの方からも現耕作者の人にちゃんと整備するように言ってもらえたら。そうせんと\*\*\*\*(整理番号7番)さんが今年度作付できないということですよ、水稻の。時期は6月1日にしないとどうしてもこうなるんで、今の時期にかけると。

2番 仕方ないです。契約の時期は。

事務局 それはご理解いただきたいと思いますが。

2番 だけでも、これからもそういうのが出てくれば、収穫放棄じゃない、耕作放棄したようなもんでも、3月いっぱいできちっとして渡せるか渡せないかだから。だから、ほかにはないと思うけども、出てくるんじゃないかなと思うから、なるべく前倒しして3月のそういう、6月じゃないうちに上げてもらえんでしょうかと思うんで、1つの提案ですけど。

事務局 何回も言いますけど……。

前はとにかく3年で合わしてたんですよ。6月1日から始めたら契約はその3年後の5月31日までとじていたんですけど、今度からは例えばこの令和5年6月1日から、そこに書いてあるように令和8年3月末で切つてある。前だったらきっちり5月31日までにしていました、契約を。そ

それを今度からはもう3月末とかそういう切りのいいところに合わせようということで公社のほうは今しておりますので。そうでないものもありますけど。大体1月から3月ぐらい。

2 番 おおむね分かりましたんで耕作者にも言うておきますし、それから今度受けられる人にも伝えておきますんで、あとは本人次第でよろしく願いします。

議 長 よろしいですか。ほかに。

(質問、意見なし)

議 長 では提案いたしました方々への集積等促進計画、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。

議 長 それでは、議案第3号「令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について」、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局 資料のほうは17ページをお開き願います。  
令和5年度最適化活動の目標の設定等について、委員会の決定を求めます。  
説明のほうは石河が行います。

事務局 それでは、令和5年度最適化活動の目標設定についてご説明をいたします。

資料2をご覧ください。

令和4年度から最適化活動に特化した目標を立てて活動をしていただいたところですが、大きく農業委員会の全体目標と各委員の個別目標に分かれております。

全体の構成としては成果目標と活動目標に分かれておまして、成果目標は、1つ目は農地の集積、2つ目は遊休農地の解消、3番目が新規参入の促進の3本柱に分かれています。また、活動目標は、委員の活動日数、活動強化月間、新規参入者相談会といった項目で構成されています。これ

らの項目を基に、最適化活動の目標について、農業委員会全体版は資料の2ページ、3ページ、各個人委員版を資料の4ページと最後のページを作成しております。

それでは、具体的に見ていきます。

資料2の1ページ目については、農業委員会及び農地等の4月1日時点の状況ということで、説明は割愛させていただきます。

2ページ目、最適化活動の目標のうち、1番、成果目標ということで、(1)農地の集積について。現状及び課題としましては、現状は、農地面積は昨年度より5ヘクタール減少し862ヘクタール、集積面積が昨年度より11ヘクタール増加し355ヘクタール。これにより集積率が41.1%、前年度比1.4ポイントアップしておりますとなっており、課題につきましては昨年度から変更はございません。

続いて、目標について、令和3年に町のほうで作成した農業経営基盤法の強化の促進に関する基本的な構想に定められた集積率、令和10年度までに66%を集積するというものが最終目標です。こちらを達成するために、7年間で割り当てて、令和4年度は25ヘクタールを新規集積目標としておりましたが、こちらの未達成分がございましたので令和4年度未達成分を上乗せし、令和5年度は39ヘクタールを新規集積面積としております。そうしますと、今年度末の集積率は45.7%を目標としております。

(2)遊休農地の解消についてです。

現状及び課題につきましては、令和4年度の利用状況調査を踏まえての1号遊休農地の面積が16ヘクタール、そのうち緑区分の遊休農地が12ヘクタール、また黄色区分は4ヘクタールとなっております。課題は昨年度から変更はありません。

続いて、目標について、遊休農地については3つの目標項目があり、1つ目が緑区分の解消、2つ目が黄色区分の解消、3番目が新規発生遊休農地の解消に分かれます。

1つ目の緑区分の解消について、1ヘクタールが解消目標面積となります。昨年度と数値の変更はありません。

黄色区分の解消について、解消するための工程表を作成することとなり、その方針としましては機構中間保有地再生活用事業等の制度活用による遊休農地の解消、自己保全管理の促進としております。

3番目が新規発生遊休農地の解消について、解消目標値は3ヘクタールとなっております。

次のページでございまして、資料2の3ページです。

新規参入の促進についてご説明します。

まず、現状について、令和2年から4年度の新規参入者は、経営体、数値ともにゼロとなっております。そして、目標につきましては、平成30年

から令和2年度の権利移動面積の平均から算出した目標値として0.6ヘクタールとなっています。

2番、最適化活動の活動目標ということで、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、こちらは1人当たり月6日となっています。昨年度同様、年度末の達成度を数値で評価することになりますが、その際の最低ラインの目標日数が月6日以上となり、これは年間の活動日数から月平均を出した日数が6日以上ということになります。

(2)活動強化月間の設定目標について、昨年度との変更点について説明します。

遊休農地の解消の取組として、昨年度は利用意向調査を目標として上げ、皆さんに戸別訪問をしていただきました。ただ、3月に県から、利用意向調査のみということであれば対象外になってしまうということで連絡がありました。そのため、令和5年度の目標としては、利用意向調査の戸別訪問の際に併せて担い手に遊休農地を貸すことについてご周知いただきたいと考えております。

新規参入相談会の参画目標につきまして、農林係がメインで受けている就農相談ですけれども、昨年度同様、この相談会の際に立会いが可能なときに農業委員さんにも立ち会ってもらおうという形でお願いしたいと思っております。

以上が農業委員会全体の目標になりますが、各委員さんにおかれましては担当地区ごとの目標を資料の4ページにつけております。

また、最後のページには、各委員さん統一の目標についてシートをつけております。こちらの5ページ目に、年度末に1年間を振り返り、活動や実績、成果実績の達成状況について自ら点検評価した結果を記入していただくこととなります。

なお、1年間の活動内容を振り返って自由にご記入いただくシートをご用意しておりますので、後ほどその他の案件の中でご説明をさせていただきます。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

皆さんの方で質問はありますか。

1番

1番です。

ここに書いてないことを教えていただきたいんですけども、今って岩美町の農家、農業従事者の平均年齢ってどれぐらいなんですか。

議長

農業従事者？

1 番 農業従事者。すいません、分からなければいいです。

事務局 分かりません。

1 番 申し訳ないです。  
多分60歳超えてると思うんですけども1年ごとに1年ずつ増えていって、多分70を超えたあたりからこれがすごい動くようなことが起こってくるだろうなって思いがするので、この集約化とか。すいません、ちょっと聞いてみました。申し訳ないです。

事務局 平均年齢、どれぐらいの人がどれだけの面積、割合でしているかということでしょうか。

1 番 それはそうです。

事務局 当然今は農事組合法人、会社法人がかなりの面積をしておられるし、認定農業者の方もかなりの集積だったということで単純に分母を、全体の農業従事者数を分母にして、とにかく平均年齢を、そういった会社なり農事組合法人は当然出せれないので、あまりその辺は平均年齢、それは会社法人とか農事組合法人以外の部分での集計だったら意味があるかもしれないですけど、かなりのものがもう集積されてるんで、ごめんなさい、あまり意味がないと言っははいけないですが。

議 長 今度地域計画というんですか、人・農地プランの分が地域計画のほうに移行されていきますけども、その過程で農業委員会のほうが主体となってこの計画をしていくようなことになるというふうに法律で決められておりますので、そのための地図をつくりましょうということで2年間の間に全地域計画の、目標地図をつくるというふうになると思います。それに向けて、今説明がありました集積への目標設定、個人個人の遊休農地解消に向けた対策について、1枚ペーパーがありますけれども、書いていただいて、来月の総会までに提出していただければというところで、何か質問がありますか。

(質問、意見なし)

議 長 もう一度見ていただいて、分からないところがあったら事務局のほうへ相談していただければいいと思いますので。

事務局 このことで、事務局からもいいですか。

事務局 先ほど会長さんにご説明いただきましたけれども、遊休農地の解消に向けた最適化活動について、令和4年度の活動の実績、どんなことに取り組まれたか、どんなことに力を入れられたというあたりを委員さんの声で聞かせていただきたいなというところと、令和5年度活動目標ということで、こんなことに取り組んでみたらよくなるんじゃないか、やりやすくなるんじゃないかというあたりを、簡単にでもよいので記載をしていただきまして、次回の総会の際に事務局にご提出いただければと思いますので、すいません、皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

17番 すいません、17番ですけど、ちょっと質問したいんですけど、遊休農地解消という分で、例えば共同で遊休農地の草刈りをした場合、結果的に自己管理という格好になるんですけども、そういう場合は該当するんですか。

事務局 何でも結構です。

17番 従前からやっていて、共同だからもう駄目かなと思ってやってなかったんですけど。

事務局 正確に言うと遊休農地の解消ではないですね、それは。そこで何かしら作物やら作って解消と言えらると思うんですけども、当然保全管理というもの第1段階としては必要な行為だと思いますので、そういうのでないとあまり書けんじゃないかって。

17番 ないですよ。

事務局 そういった、何か関係のことを書いてもらったらいいです。

17番 共同でやったから、僕らも次回のは入れてなかったんだけど。

事務局 いいです。こういったことをしたらいいんじゃないかということも、本年度の個人的なこともあるでしょうし、農業委員会の全体として、もしくは町全体として、こういった取組をしたほうがいいのかということを書いていただいてもいいし、個人的なことでもいいですし、そのようにお願いできたらと思います。

12番 もう一つ教えてください。12番です。  
土地改良区との連携というか、今、土地改良区を離れてしまってるんだ



けど、事務的なことしかしてないみたいなんだけど、もっと農地を保全していく上で、そういう土地改良区が何かの形で動いてくれば少しでもお役に立てるんじゃないかと思うんだけど。農地を守っていくためにね。今のところ何もしてはないんですね。

事務局

土地改良区も、今、はっきり言って何も活動がない。単純に事務局があって、理事さんがおられて、年に1回総大会を開いているということで具体的な活動はないですし、あとは当然大谷なんかは改良区で持っているポンプ場とか、そういった施設的なものがあるので、その管理、維持というのは改良区としての仕事の一つにはなっているんですけども、水路を直すとか、あと暗渠排水を直すとか、そういったハード的な部分で言えば改良区の出番になると思うんですけども、現時点では岩美土地改良区が主体になってそういった事業を仕掛けるということまでは改良区としてはできてない。今の、前の県圃場整備事業のつくった施設の維持管理しかしてないのが実情なんですけれども。なので、その辺で改良区としても考えないといけないことはあると思いますけども、今は基本的にはみんな多面や中山間での維持管理がほとんどだと思います。地域の方は。改良区の出番というのはあまりないですけども、やっぱりハード事業で何かしら新しい事業に向かうっていうようなことでなら改良区の出番があるのかなとは思いますが、はっきり言って小田南部や小田川の谷あいなどのところをまた復旧するようなことは、もう今となっては僕は遅いとは思いますがけども、もしもそういった声が上がれば当然改良区の出番もあるんじゃないかなとは思いますが。

議長

中間管理事業のほうでやろうとしたら土地改良事業ができるようになってるからな。

事務局

中間管理関連事業で、タダでできるということで白地も向かいかけたんですよね、前に。ですけど、要件が他にあってどうしても生産コストの削減、それをかなりしないとイケない。

1 2 番

生産率のアップ、それが厳しいよね。

事務局

厳しい。あとは集積の向上。そういったところで、なかなか機構関連事業って難しいんです。あと高収益。コストが下がらない場合は高収益作物で収益性を上げていくということが条件になるので。

1 2 番

これを書いて出そうと思ったら、今後、水路の関係の、水路なんかを、今転作事業でいろいろ鳥獣対策事業にいっぱいお金使わせてもらってます

が各地域は。そういうなんでも、そういうのを併せて、農地・水などのお金も合わせて、地域でパイプラインにするとか、水路もパイプラインにして、そこだけは維持管理していくんだと絶対潰さんのだというふうなものをつくっていくかね、そういうことがある程度必要じゃないかと思ってね。やっぱり水なんかを通すのが水稲が一番大事ですからね。とっても大変なんですよね、水路掃除から何からしてU字溝がこんな段違になってU字溝をつなげよう、コンクリ入れてネジ止めてるんだけど、全部こういう段違になつとる1マス1マスがね、ブロックの。だから、水も走らない。もうそこ、すいちゃって。そういうところを維持管理していこうと思ったら、もう大変なんですよ。パイプライン引っ張るなら引っ張ってパイプで水気を取っていくというようなものになっていくんですかね。全然何もできない。

議長

もう耐用年数もきとって。

12番

対応できん。大きな費用がかかるしね、工事するということになる。

16番

16番。

土地改良の話が出てきたんですけども、土地改良区の定款というんですか、どんな事業ができるというような定款があると思うんですけども、そういった、12番さんが言われた、維持管理なんかの事業ができるような組織になっているかどうか。

議長

岩美土地改良区の定款の話？

16番

ええ。なっていない？

事務局

そういったハード事業ができるかということですか？改良区の定款上。

16番

組織として。

事務局

改良区の事業として。それは、できるようにすればいい。定款の詳しいところまで見てないですけど、できるように変えればできる。していこうと思ったら。県営土地改良事業岩井・小田川・小田南部・大谷の圃場整備事業を実施した区域であれば、そこで何かしら再整備とかそういうことをしようということであれば、そのように定款を変えればできると。できないのであれば。

16番

分かりました。

17番

17番ですけど、せっかく多面の長寿命化の部分で農業用施設の修理等をしてるんですけども、年々予算が減ってきているんです、全体的な予算が。それで、今年度は67とかそんな数字になってきておまして、67%ぐらいしか配分がないと。その辺は町のほうとしても県なり国のほうに要望することは可能なんですか。難しいですか。

事務局

要望するのはできると思うんですけど。それなら、土地改良連合会とか動いてもらうべきだと思いますし、当然町のほうも。毎年内示額が減るんです、多面も長寿命化が満額こないんです、言われるとおり。だからやっぱりその辺は県の方に。

17番

今年度は特に67%ぐらいしか来ないだろうという担当者の考えなので、年々また下がってきたなというところがあって、同じパーセントぐらいなら我慢もできるところもあるんですけど、本当に工事が進まないなというところもあるんですね。まあいいです。

事務局

要望はしたいと思います。

議長

それでは最適化活動の目標設定について、質問はよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

よろしいと思われる方、挙手をお願いします。

(多数挙手)

議長

賛成多数になりました。  
それでは、以上で議事のほうは終わりました。

議長

その他のほうで何かあればお願いします。

事務局

- ①遊休農地解消に向けた委員活動にかかる聞取りシートについて
- ②委員募集状況について
- ③令和5年度農業関係事業について
- ④農業委員会だより第190号について
- ⑤新規設立農業法人の概要集について

⑥活動記録セットの配布について

⑦図書カードの配布について

議 長

それでは全部終わりましたので、来月の5月12日の金曜日、午後1時半からということで、よろしいでしょうか。

議 長

では、以上で閉会といたします。ご苦労さまでした。